

代理申請手続について

申請手続等の一部で代理人による申請が可能となりました。
手続前には、最寄りの警察署へ必ず電話連絡したうえで利用して下さい。

代理手続が可能な申請等

- 猟銃等講習会の受講申込み（初心者講習及び経験者講習）
- 教習資格認定証の受領
- 猟銃用火薬類等の譲受けの許可申請と同許可証の受領（教習資格者のみ）
- 技能講習の受講申込み（事前に要電話予約）
- 技能講習通知書及び技能講習修了証明書の受領
- 猟銃・空気銃所持許可証の受領（新規所持者のみ）
- 講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請

各種申請の手続方法

1 委任状の提出

代理人申請手続を利用される方は、委任状の提出が必要となります。ホームページ掲載のもの若しくは最寄りの警察署で配布するものをご使用下さい。

2 代理人の身分確認

代理人として、警察署の窓口へ来られた方の身分確認をさせていただきます。
身分確認の方法としては、

運転免許証、戸籍の謄本又は抄本（戸籍の附票が添付されているものに限る。）、
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、国民健康保険等の被保険者証、旅券等
来訪された方が代理人本人であることを確認することができる公的な身分証を提示
していただきます。提示していただいた身分証等については、警察署窓口においてコ
ピーをとらせていただきますのでご了承下さい。

不明な点があれば、最寄りの警察署へお問い合わせ下さい。